

富山労働局発表
平成22年10月29日

連 絡 先
富山労働局 総務部 労働保険徴収室長 吉 倉 和 彦 室 長 補 佐 穴 田 裕 之 076 (432) 2714

平成22年度 労働保険の適用促進に係る広報の実施について

労働者とその家族の「生活」と「安心」のため

労働保険の加入は事業主の「責任」と「義務」です。

一人でも労働者（パート、アルバイトも含まれます）を雇った場合、
事業主は労働保険に加入する義務があります。

1 趣 旨

労働保険の適用事業数は、昭和50年の全面適用以来、着実に増加を続けてきたが、近年は減少傾向が見受けられ、平成21年度末における労災保険の適用事業数は25,972事業（前年比579減）、雇用保険の適用事業数は19,298事業（前年比245減）と減少している。

しかしながら、長引く厳しい経済情勢の中にあっても、依然として小規模零細事業主を中心に相当数が未手続状態となっている。

これら未手続事業の解消については、全面適用の原則を踏まえ、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から極めて重要であることから、富山労働局では未手続事業の一扫を主要課題と位置付け取り組んでいる。

厚生労働省では、未手続事業の一扫を図るため11月1日から30日までの1ヶ月間を「労働保険適用促進強化期間」と定め、広報活動を全国的に集中して展開する。

富山労働局においても、本期間中に、労働保険制度のより一層の理解・周知を図るための広報活動を展開するとともに、特に未手続の多い小売業、飲食業、サービス業の中から適用促進強化業種を選定し、集中的な加入勧奨・手続指導を実施する。

2 実施期間

平成22年11月1日（月）から11月30日（火）までの1ヵ月間

3 実施事項

(1) 富山労働局における実施事項

広報活動

ア マスコミ、富山県、業界団体等への広報依頼

報道機関への発表、地方新聞への投稿、労働とやま、とやま労基などの広報誌に掲載依頼を行う。

イ ポスター・パンフレット・リーフレット等の配布

県市町村、経済関係団体、各種事業協同組合、年金事務所、金融機関、労働保険事務組合、社会保険労務士のほか、許認可等を得て営む業種に対し、その権限を有する各保健所、また、国交省との未手続事業対策の強化に係る連携を行っている貨物取扱業・交通運輸業の業界団体地方支部へ配布及び掲示を依頼する。

ウ 富山労働局ホームページ、庁舎前電子掲示板への掲載

エ 富山労働局内でのポスターの掲示、パンフレット等の設置

オ 富山労働総合庁舎外壁に懸垂幕を掲示

関係団体への協力依頼

富山県労働保険事務組合連合会、その他関係団体等に対し、労働保険の適用促進の趣旨説明及び協力を依頼する。

未手続事業主に対する手続指導等の実施

富山県労働保険事務組合連合会と連携し、適用促進強化業種を中心に連合会所属の推進員による一斉未加入事業主の加入勧奨を実施する。これによっても保険関係の成立手続を取らない事業主に対しては、後日、富山労働局からの訪問指導を実施して未手続の解消を図る。

(2) 労働基準監督署及び公共職業安定所における実施事項

広報活動の実施

富山労働局における実施事項と連動し、各地方公共団体、経済団体等の広報誌への掲載等協力要請及び広報活動を実施する。

また、ポスター・パンフレット等の効果的な掲示やその他の有効活用を図るとともに、懸垂幕や立看板を庁舎内外に掲示することにより、広く国民に労働保険制度の周知と理解を図る。

関係団体等への協力要請

各地域の関係団体、事業主説明会等において、労働保険制度の趣旨説明及び協力を依頼する。

未手続事業主への加入勧奨

署・所で把握した未手続事業主に対しては、本期間中に集中して加入勧奨に努める。